

ECの言語政策 —— 英国を中心に ——

山 田 伸 明

1. はじめに

1990年1月からEC内でlingua programme実施された⁽¹⁾。この計画はEC加盟国の主要な言語11か国語の言語教育を奨励しこの地域における英語支配の危険性を防ごうとする意図がある。この計画をはじめ、EC議会等で出された言語政策に関連した指令(Directive)や決定(Decision)等を検討しその背後にある理念とその問題点を検討したい。さらに、ECは、11+1の国からなるという場合に、その1にあたる国である英国の少数言語政策の現状も検討する。英国は、他のEC11か国より独立的な態度をとり、時には、EC議会の決定に従わなかったり、議案に反対の態度を取ることが多いのでこう喩えられる。また、このような英国の態度は、家は接しているが厚い壁にしきられている準独立家屋(semi-detachment house)に喩えられることがある。それはさておき、英国の言語政策を検討するのは、世界は英語に支配されているとよくいわれるが、その英語の本家である英国においてどのような少数派に対する言語政策が取られているかを知るためである。

今回の検討から明らかになったのは以下の点である。lingua programme等EC内の決定ならびに指令等、あるいは、ヨーロッパ21か国で行われた決議からは、国と国との間、EC域内と域外、ヨーロッパ内とそれ以外との間に三層の壁があることがわかった。さらに、少数派言語に対する政策と、

英国内の少数派言語政策の検討から、EC内の土着の少数言語とそうでない言語との間にも壁があるといえる。また、英国内少数言語政策に微妙に英語至上主義が影響を与えているとも思える。以上のような点を以下で具体的に述べて行きたい。

2. lingua programme

2. 1 内 容

ヨーロッパ統合のためには、域内での、経済・市場活動の円滑化、相互理解の促進、労働者の移動の自由の保証の実現等が必要になってくる。これらの目標を言語面から補助するために作られたのがこの計画である。この計画では、域内の言語の多様性を認め、外国語教育と学習を奨励している。元来の公用語・作業語であるデンマーク語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語の9か国語に加え、アイルランド語とルクセンブルグのレツェブルグ語(Letzeburgesch)がその対象語とされ、それ以外の言語は対象外である。この計画で繰り返し強調されている点は、最も使われることが少ない言語の教育を促進するということである。しかし、この計画で最も使われることが少ない言語とはレツェブルグ語とアイルランド語のことで他の域内の少数言語や移民の言語は問題にもされていないということが条文からうかがえる。

この計画の条文とその付則からもうかがえるが、林(1990)によれば、国境を越えた大学間の協力と学生の交換をめさすErasmus、国境を越えた大学・産業間の協力のためのCommet、加盟国間の青年交換計画であるYouth for Europe programmeというすでに実行されている計画等を促進するのがこの計画の目標である。Coulmas(1991)によれば、lingua programmeは1974年頃から検討されはじめた。検討途中の1980年代には母国語以外に二か国語の運用能力を義務教育段階で身につけることも条文にもり込もうと

されたということである。しかし、林（1990）によれば、母国語以外の二か国語学習という条件は、この計画の原案にはあったが最終的には、削除された。

さて、この計画の5条と6条をみると、そこにうたわれていることは、主にEC住民の言語能力の向上と、その目的を達成するための学生、教師の訓練ならびに教材開発である。Coulmas（1991）は、この計画の目標を以下の5点にまとめている。

- (1) continuing training of foreign language teachers, (2) university cooperation to promote the learning of foreign languages, (3) the development of foreign language teaching and learning in economic life, (4) the development of educational exchanges for young people within the Community, (5) the promotion of innovation for the improvement of the teaching and learning of foreign languages. (p. 20)

これ自体は理想的であるといえるが、条文・付則の各所に、その国の教育制度ならびに実情に合わせて（in the context of possibilities of their education and training）という但し書きがある。このことから、この計画がEC内各国の妥協の産物であるということがうかがえる。しかし、10条にもあるように、1990年から2億エキューの予算で5年計画で実施されたこの計画は今までヨーロッパ以外の地域ではみられないものである。

ここで付則を参考にし、どのようなことをこの計画が行おうとしているかをみる。措置（action）1は初等・中等教育を、措置2は大学教育、措置3は企業における教育、措置4は青少年を対象にした域内の外国語教育に関する規定である。さらに、措置5には、この計画を実現するための機関のネットワーク作りに関する方策が述べられている。いずれの措置にも資金援助計画が述べられているが、措置1では、主に、初等・中等教育機関において外国語教育に携わる人の、その言語が使われている現地での訓練

計画を促進し教師のコミュニケーション能力の高めるということが規定されている。大学を対象にした措置2には、将来、外国語教師になろうとするものの留学援助計画、ならびに、大学教員や教育行政担当者の交換計画が述べられている。企業対象の措置3では、特に、中小企業を対象に職場に役立つ外国語教育とそのための教材開発計画が述べられている。措置4では、16才から25才の職業・技術訓練を受けているものが外国語のコミュニケーション能力を身につけるための交換計画が示されている。

2. 2 問題点

2. 2. 1 EC全体に関して

この計画は、どのようなかたちになるにせよ、統合を目指す一方で、各国の言語・文化を尊重しようという立場に立っているといえる。Posner(1991)は、望ましい将来のヨーロッパの言語政策を提示している。その前半のみを引用していこう。

- (1) It is advisable to maintain the existing multiplicity of mentalities even at a time when societies and civilizations of Europe are becoming more unified.
- (2) Since each specific mentality is strongly supported by the use of a specific natural language, the existing multiplicity of languages in Europe should also be preserved.
- (3) The best way of maintaining a culture is to live it, the best way of preserving a language is to use it. It must become a concern of every speaker of English to foster wherever possible the use of Dutch and Danish, Polish and Czech, Italian and Spanish, German and French, etc., and vice versa. (p. 133)

Posnerの提案は、ヨーロッパ全体を含んだものであるが、国家語にのみ言及しており、ウエルズ語、バスク語等そうでない言語には言及してい

ない。lingua programmeにおいても、対象とされている11か国語は総て国家語である。域外の言語は勿論対象外である。この点は、宮島・梶田(1991)でも指摘されている。先にも述べたように少数派言語といっても、この計画で対象になっているのは、国家語であるアイルランド語とレッツェルブル語である。従って、土着の少数派言語に対しては、同化政策を取っていると考えられるふしがある。一方、域外からの移民は、排除しようという意図があるにとられかねない。事実、Tollefson (1991) は、以下のように主張している。

In European states, whose borders partially conform with linguistic boundaries, this means that language policy controls access to employment by minorities who have migrated into the states. (p. 208)

少数派の言語に関しては、後の節で詳しく述べることにするが、このような点から、この計画はEC域内とそれ以外の地域の上に大きな壁をもうけようとする意図が伺える。Hartly (1992) によれば、EC議会の出す文書やコミュニケは、一般に曖昧かつ難解であり、真の意図を隠すもくろみがあるのであるということである。それにもかかわらず、少数派の同化ならびに排除政策がこの計画から読み取れるといえよう。

さて、ここでEC加盟国総てがこの計画に同調しているかという点に移ろう。この計画は、サッチャー首相の猛反対に会い、最初の案では、予算が2億5千万エキュであったのが、5千万エキュ削減されたということである。その結果、このプログラムは当面、大学レベルのみ実行されることになった。Coulmas (1991) はこの点を以下のように説明している。

Of the 250 million ECU originally requested for a period of five years 50 million ECU were slashed at Prime Minister Thatcher's request who was opposed to the entire programme. From her point of view she was asked to pay for a programme which benefited her country

least. As a result of her opposition the LINGUA programme was cut down to operate on the university level only, whereas it had been planned to cover both schools and higher education institutions. (p. 24)

従って、この計画の完全実施までにはかなり時間がかかるといえよう。

また、資金面、文書翻訳面の複雑さ等を理由に、Neldeのように公用語は英語、ドイツ語、フランス語だけにしたほうが良いという人もいる⁽²⁾。以上の点から、EC内志向、いや、各国家語に限っているのだから国家志向ともいってもよいこの計画の完全実施に関しては、樂觀はできないといってよいであろう。

2. 2. 2 英国に関して

先に、サッチャー前首相がこの計画に全面的に反対であったことを述べた。そこで、その後、英国ではこの計画に関連してどのようなことが行われているかを見てみよう。George (1992) によれば、なお、中等教育レベルまでこの計画を拡げることを拒んでいるということである。これを、George等は、英国が（特に政治家が）EC統合に積極的ではない証拠の一つとして挙げ、準独立住宅 (semi-detachment house) に喩えている。すなわち、家は接していても、境界になる壁が厚く、独立していて、隣とはあまり付き合いおうとはしないとしている。

さてここで、Bourne (1991) を主に参考にして、英国ではどのような外国語教育が行なわれているかをみてみよう⁽³⁾。Bourneによれば、日本の指導要領にあたる、National Curriculumの草案が1989年に提案されたということである。その修正案は、11才から16才までの中等教育レベルで開講が許可される言語を二種類にわけている。一方のグループはオランダ語、デンマーク語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語である。これらは、ECの作業語である。もう一方は、ア

ラビア語、ベンガル語、中国語、ヒンズー語、ヘブル語、日本語、パンジャブ語、ロシア語、トルコ語、ウルドー語からなる。このリストは国際的な言語と移民の言語が主である。後の検討委員会の提案では、両者のリストの境界は取るべきだが、少なくとも、一つのECの作業語は開講すべきであるとの提案をしたとのことである。また、強制はしないがECの作業語を生徒が取ることを奨励している。Stubbs (1991) によると、公立学校で少なくとも一か国語が必修ということになっているが、このカリキュラムは私立学校に適用されない。

さて、現状はどうであろう。Bourneによれば、予算不足とスタッフ不足のため、ECの作業語さえ、フランス語等、一部を除いて満足に教えられていないということである。さらに、将来もその可能性は少ないということである。Stubbsにいわせれば、1988年に施行された教育改革法 (Education Reform Act) の一部として検討されている、National Curriculumにおける外国語教育に関する案もみせかけのものにすぎず、英国における標準英語至上主義は変わっていないということだ。Stubbsはこの点を以下のように述べている。

..... despite much government rhetoric about increased opportunities for linguistic diversity, I will conclude pessimistically, that basic attitudes are unchanged, and that there are major attempts to further strengthen the dominant position of Standard English in Britain, rather than to attempt a more balanced relationship between English and other languages. (Stubbs, 1991: 215)

しかし、この案は、英語一辺倒の日本の外国語教育よりは遙かに進んでいる。古くから、土着ならびに移民の少数派言語が国内に存在する英国と、実際は他言語が存在しても単一日本語民族と思い込んでいるし、また移民労働者流入の歴史もはるか浅い日本との差が歴然とあらわれているといえよう。

3. 少数派言語

3. 1 言語政策

lingua programmeには、少数派言語を大切にするという点が確かに強調されている。しかし、この計画における少数派言語はレッツエブルグ語とアイルランド語にという国家語に限られるという点は先にみた。それでは、その他の少数派の言語を無視しているかといえ、そうともいえない。そこで、少数派言語に対してどのような対策が取られているかを検討することにする。

Tabouret-Keller (1992: 226) によると、1988年に、21か国からなるヨーロッパ議会 (Council of Europe) は、オーストリア等も含めた21か国内の少数派言語に関してのヨーロッパ憲章を採択したとのことである⁽⁴⁾。これは、EC域内よりさらに広い範囲のものであるが、当然ECに関係したものであるといえる。この憲章は、ヨーロッパ文化の保護と地域言語ならびに少数派言語の保護をうたっている。さらに、それらの言語を母語として使用する権利を認めている。以下にこの憲章の一部を引用する。

‘.....that some regional or minority languages are in danger of eventual extinction to the detriment of Europe’s cultural wealth and traditions, and therefore they deem it legitimate and necessary to take special steps to preserve and develop them.’

‘..... the right of people to express themselves in their regional or minority language in private and social life is an inalienable right’ (Tabouret-Keller, 1992 : 266)

しかし、この憲章はヨーロッパ内の土着の言語のみを対象にしている。地理的に基盤のない遊牧民族の言語やイデッシュ (Yiddish) にこの憲章があてはまるかは疑問である⁽⁵⁾。ましてや、ヨーロッパ以外からの移民の言語は対象外である。従って、この憲章にもヨーロッパ中心主義がみられる。

すなわち、この憲章をみる限りでは、ヨーロッパ以外に対しては壁を作っている。その他、Alladina and Edwards (1991: 26) によればヨーロッパ伝統地域文化センターも、1988年にヨーロッパ憲章に似たコメントを出しているということだが、これも対象はヨーロッパ域内の言語に限定されている。なお、原(1991)には、ECレベルで1981年に採択されたアルフェ・レポートのことが論じられているが、これに対しても同様な批判があてはまる。

ところで、たとえヨーロッパ憲章等により土着の少数派言語が保護されたとしても問題は残る。例えば、少数派言語が低い評価しか与えられない場合がある。萩尾(1991)はバスク語に関して論じているが、それによれば、バスク語が話されている地域では、バスク語は家庭内や日常生活の言葉として用いられるが、書き言葉、公の言葉はカステリア語かフランス語が用いられるということである。すなわち、バスク語が下位語となり、フランス語が上位語となるというような、いわゆる、ダイグロシア現象がおきている。また、Bourne (1991: 92) によれば、ウエールズでは公用語の地位も与えられているウエールズ語にしても差別の対象になっているということである。その一例として、イングランドのNational Curriculumではウエールズ語は外国語ではないとして教えることが望ましい言語に含まれていないことがあげられている。スコットランドのゲール語もしかりである。

次に、EC域外で話される言語を第一言語にしている移民の言語の場合を検討する。UNESCOの1953年の報告では母語教育の大切さが強調されている。1977年にこれをうけるような形でCouncil of the European Communities Directive of 25 July 1977が出された。この指令(Directive)は、移民の子供に彼らの母語教育を行うという趣旨ももって作成されているが、結局は、移民の母語を捨てさせその国に同化(assimilation, integration)しようという意図がうかがえる。以下が、その点を示す文脈である。

Whereas in order to permit the integration of such children into the educational environment and the school system of the host state, they

should be able to receive suitable tuition including teaching of the language of the host state, (Hoffmann, 1991: 314)

この指令の第一条 (Article 1) では、義務教育レベルの外国人移民の子どもが対象であること、第二条では、親が働いている国の公用語教育を行うこと、第三条では、移民の出身国の言語と文化に関する教育を行うことがうたわれている。

さて、ここでこの指令の問題点を検討しよう。まず第一に、この指令は財政難と一国の教育問題にECが干渉できないためにほとんど実現されていない点あげられる。特に後者の国家の教育政策の独自性を理由に英国と当時の西ドイツがこれに反対したため、その国の状況と法制にあわせてという但し書きが加えられたとCoulmas (1991: 12) はしている。第二に、この指令は具体性がないためにいろいろな解釈はされているという点である。先にも述べたように、同化政策的意図があるとされる一方で、出身国あるいは出身地の言語と文化を教育するのは将来出身国へ強制退去させるためであるという解釈もされているということである。この点をAlladina and Edwards (1991) は以下のように述べている。

It has been pointed out by some that the *raison d'être* of the EC directive may be to facilitate the future repatriation of non-EC nationals to their countries of origin. (p. 7)

さらに大きな問題は、この指令はEC域内の少数言語を話す人のみに適用されるという解釈がされることも多いということである。手元にある文献をみるとHoffmann (1991) やAlladina and Edwards (1991) はEC域外からの移民労働者にも適用されるとしているが、Witte (1992) やTabouret-Keller (1991) 等はEC内の少数言語を話す労働者のみ、あるいは、そういう人に主に適用されると解釈している。例えば、Tabouret-Kellerは、以下のように述べている。

..... they (Gardner and Gardner (1986)) stress also that the groups

of people at whom the Directive is aimed is extremely specific: the children of EEC nationals who have settled in another EEC country; Turkish migrants and their children would therefore in theory not be affected. (p. 48)

もし後者の解釈が正しいとすれば、この指令もEC中心主義的で域外に対しては、例えばlingua programmeと同じように、壁を作っているといえる。尚、英国のように、国が教育政策に関する干渉を拒むのは、すべてのEC諸国には当てはまらないにしても、EC統合の理想とは裏腹に、国民国家志向性があるためである。言語政策のみならず政治体制にもその傾向があるとし、Mann (1993) は結局ECは連邦制ではなく、より各国家間の独立性が強い形の統合になるであろうとして以下のように述べている。

Thus the political parties are still entirely national in organization and almost entirely national in orientation. Even referenda supposedly about Europe have tended to turn into confidence votes on the national performance of governments. (p. 126)

Less territorially and functionally unified political alternatives seem more likely than federalism. (p. 129)

ところで、その後EC議会等で、1980年代に少数派言語に関して色々な決議等がなされているが、1977年の指令と同様の批判があてはまる。以上、憲章と指令の検討から、EC内には、少なくとも、EC内あるいはヨーロッパ内志向的な態度がうかがえる。

3. 2 同化政策と多言語主義

ECも含め多くの国では、移民あるいは土着の少数派言語を話す人達に対して、結局はその国の国語あるいは地域の上位語を話すようにさせるという同化 (assimilation) 政策がとられているということがよく指摘される。

例えば、ウェールズ語を地域によっては公用語と認めている英国に対しても、Alladina and Edwards (1991) は同様な批判をし、以下のように述べている。

Britain, which closely follows the footsteps of the US in such matters, is also intorelant of minority languages and works towards deculturalisation of those groups and their eventual Anglicization.

(p. viii)

同書によれば、米国はベトナム難民に対し短期間しかも工場等で働くのに必要な英語しか教えないということである。これは、難民や移民を単純労働者あるいは二級市民に位置づけようとする同化政策といえる。そのような政策を英国も取っていると彼らはしている。Tollefson (1991) も、国家は表面的には多言語尊重政策を打ち出しているが、実際は、多くの国は難民や移民を二級市民に位置づけようとする不平等な政策を取っているとしている。Borune (1991) も同様の批判をしている。これらの批判が当を得たものであるならば、移民・難民を完全に同化し、その国の国民と同じ地位を与えようとする完全な同化政策と較べはるかに悪質な政策といえる。受け入れ国も、移民その他の少数派の文化も尊重する政策を統合(integration) というが⁽⁶⁾、言語的には、その少数派の言語を話す人が多数いる地域の学校でその言語の特徴を説明するぐらいで、この政策は一般的にはあまり行われていない。いずれにせよ、同化政策は、その対象になった言語の疎外感を増すだけであるという考えが主流である。Bloom (1990) は、この点を言語以外の文化面も含め以下のように述べている。

The direct manipulation of culture, language or religion evokes alienation rather than identification because as a political activity, by its very nature, it threatens already made identifications. (p. 143)

同化主義に対置されるのが多言語主義である。原 (1991) によれば、この考えにも二種類あるとのことである。一方は多併存で、これは、一国あ

るいは一地域に多言語が併存するがお互いの交流を拒否するものである。他方、個人自身がその地域の言語のバイリンガル以上の使用者になることを多元的としている。そして、後者が理想的であるとしている。いずれにせよ多言語主義は少数派言語保護につながるものである。しかし、多併存主義を取った場合いわゆるバルカン化 (Balkanization) がおこる恐れがある。すなわち、ある言語を話すグループが勢力を得た場合にそのグループが自分たちの言語を押し付けようとする恐れがある。その場合、現在の旧ユーゴスラビアのような状態がうまれることが懸念される。

さて、少数派言語に関しては、言語権 (language rights) がよく問題になる。これはあらゆる人が自分の母語あるいは第一使用言語を自由に使う権利を保証すべきだというものである。例えば、Tollefson (1991) は、真の民主主義とは、言語権を保証することであるとして以下のように述べている。

The major conclusion to be derived from this analysis of language policy in various countries around the world is that a commitment to democracy requires a commitment to the struggle for language rights. (p. 211)

また、マイノリティー研究会編 (1992) によれば、国連では、「民族的、種族的、宗教的もしくは言語的マイノリティーに属する者の権利に関する国連宣言草案」が現在検討されているということである。その草案の第三条一項は「マイノリティーに属する者らは、単独でもしくはそのものの属する集団の他の構成員と協力して、自由に、かつ干渉及びいかなる形態の差別もなく、自らの宗教を告白及び実践し、並びに、自らの言語を使用する権利を有する」となっているとのことである。確かに、上で述べられているような権利を保証することは大切なことである。しかし、表面的に、こういう態度が取られても多くの落とし穴がある。その点を次に検討してみよう。

第一の落とし穴は教育面からくるものである。たとえ少数派言語話者に対して母語教育が行われたとしても異なった方言を教えられれば、外国語教育を受けているのと同じことになる。この例としてFasold (1992: 286) はヒンズー語とアフリカの言語の例をあげている。また、同じ言語でも異なるレジスター（文体）を教えられては實際上役に立たない場合がでてくる。例えば、ある言語の文法ばかりを教えていては、実際のコミュニケーションの場面で役に立たない。さらに大きな問題がでてくるのは言語教育政策者の言語権を保証するという態度がみせかけだけの場合である。Ellich (1991: 204) には、ドイツのある地方では移民労働者の子弟に母語教育が行われているが、これは将来、これらの人たちの本国送還を容易にするためであるとしている。従って先に述べた同化政策と同様に、言語権を尊重する、あるいは、尊重するような態度を取っても教育が少数言語の話し手に対して不平等ならびに差別をうみだす原因になることがある。この点をTollefson (1991: 7) は以下のように述べている。

There is now a large body of data demonstrating that inequalities among ethnic groups are reproduced through systematic elements of school.

次の落とし穴は、言語権という理念を或る集団が個人に押し付ける場合である。すなわち受け入れ国に早く溶けこもうとして母語を放棄しようとする個人もいるという点を考慮に入れなければならない。Edwards (1985) はこの点を強調している。彼はさらに、言語能力を失っても、その言語を話していた国に対するアイデンティティーあるいはシンボルとしてのその言語に対する愛着は残るとしアイルランド語の例をあげている。またFasold(1992) はフィリピン等には母語ではなく他の言語を教育の言語として選ぶ者がいるとして以下のように述べている。

There are plenty of instances in which linguistic minorities, given a choice, have chosen a language other than their community language

as a medium of instruction. (p. 290)

従って、言語選択権はあくまで個人レベルで考えるべきで個人の自由意志にまかせるべきである。すなわち個人には言語権のみならず言語放棄権も認めるべきである。

さて、EC内の言語問題を少数派の言語の問題と関連づけて考えてみよう。先に検討したように、*lingua programme*はEC内の国家語のみを対象にしている。この計画ができる前にすでに公文書の9か国語からなる公用語による翻訳が行われている。また、De Witte (1991: 165) によれば、食品の商標もEC内の人が理解できるものにするようにという指令もだされている。しかし、*lingua programme*も含め対象はあくまでEC内の11か国語であり、この計画でいう少数派言語とはあくまでアイルランド語とレッツェブルグ語のことである。従って、EC域外に対しては壁を設けているといえる。さらに、この計画に、英国のように従わない国もいる。すなわち、国家の教育問題に干渉されたくないという立場を取る国が大なり小なりあるということである。マーストリヒト条約の発効により国家の壁は低くなっていくかもしれないが、やはり、なお、ここにも壁がある。また、先に検討した二つの少数派言語に関する案も、EC内の土着の少数派のみ、あるいは、少なくともヨーロッパ内のみを対象にしているのではないかという点が文面から読み取れる。従って、土着の少数派言語と域外からの移民の言語との間にも壁を設けているといえる。すなわち、三層の壁が、なお、各国を取り巻いているといえる。いずれにせよ、少数派言語教育に対するECに取組は不充分であるという指摘も多い。Hoffmann (1991) もこの点を以下のように述べている。

Education provision for migrant children has not, in fact, proved to be high on the list of priorities of any member states. (p. 308)

3. 3 英国における少数派言語

3. 3. 1 英国の現状

英国はlingua programmeへの協力に積極的ではない。しかし、土着、あるいは、EC域外からの少数派に対して、言語面のみならず多方面にわたって対策をこうじている。例えば、人種差別撤廃を目指し1965年には人種関係法が制定されている。また、梶田（1988）は、英国は文化的多元主義的傾向があるとして、「イギリスの対応はコミュニティーに問題解決を委ねるという点で、少数民族の自律性や文化を一部認める結果となっている」と述べている。言語面でもウェールズ言語法を制定したり、スコットランドのゲール語が話されている地域では保護策を取っている。また、移民の言語に対しても、ロンドンの中心部等の公立学校で移民の母語を教えたり母語を使った教育が行われている所もある。

しかし、分田（1992）で取り上げられているハニフード事件にみられるように、学校での少数派言語教育に対する根強い反発もある。また、一人前の市民になるには英語それも標準英語を習得すべきだという考えも支配的である。例えば、Bourne（1991）には、先にも述べたNational Curriculumの検討中に所轄の大臣が、語学教育は標準英語の教育を目指すべきだとし圧力をかけたということが指摘されている。その件を以下に引用した。

The Working Group had to bear in mind “the cardinal point that English should be the first language and medium of instruction for all pupils in England (DES, 1988b). There was to be no bilingual education in England, and it was apparently felt unnecessary to give reasons for this position.” (Bourne, 1991 : 89)

この、意見に従えば、少数派の言語はいうまでもなく、外国語教育も必要がないということになる。これは、明らかに同化政策を是とする考え方である。英国の教育制度を批判的に検討したStubbs（1991）も語学教育に関する色々な提案に同化政策的な面が見られるとしている。ちなみに、彼

によれば、イギリス英語ではbilingualという語はblackとpoorを指す婉曲表現として使われているということである。以上のことから英国では標準英語至上主義と多言語主義が共に存在し対立しあっているといえる。

尚、英国に関して注意しなければならないのは、非常に地方分権的であるということである。例えば、イングランドの教育法とウェールズのそれとは異なるということである。この点をThomas (1991) は、以下のように述べている。

According to the Minister, the phrase national curriculum when used in England refers to England, when in Wales refers to Wales. (p. 59)

地方分権制はその地方に合った言語政策を取りうるという点では少数言語保護とつながるといえる。しかし、梶田 (1988) も指摘しているように、中央政府が地方の問題、例えば、少数派言語の話手の問題を無視する口実にもなる。

3. 3. 2 土着の少数言語

英国内の少数派の言語に関しては、Alladina and Edwards (1991) その他に詳しく述べられているので、これらの言語に関係した注目すべき点のみを取り上げることとする。まず、英国内で土着の言語であるケルト語派から検討する。

ウェールズ語は1967年に制定されたウェールズ語法 (Welish Language Act) によりウェールズでは公用語になっている。Edwards (1991) によれば、1981年の国政調査では19%の話者がい、ほとんどが英語も話せるバイリンガルであるということである。従って英国内では最も勢力のある少数派言語といえる。しかし、以前ほどあからさまではないが、この言語は英国内で間接的な差別を受けている。その点をBourne (1991) を参考にし考えてみよう。まず第一にウェールズ語は、イングランドでは、外国語ではないとして中等教育で教えるべき言語に含まれていないという点である。

第二に標準英語至上主義的な理念が背後にあるNational Curriculumが実行に移されつつあるためである。このカリキュラムはイングランドのみならず、ウェールズではウェールズ語をやってよいということになっているが、ウェールズにも適用されるので標準英語至上主義が再び強まる恐れがあるとのことである。

さて、スコットランドのゲール語はMacKinnon (1991) によれば、八万人の話者がスコットランドとイングランドにいる。特に、スカイ (Skye) 地方と西部諸島に話者が集中しているということである。しかし、スカイ地方でも道路標識に英語と一緒に使われているだけであるということである。教育面でも一部の例外を除いては、中等学校段階まで教えられるだけであり、しかも、第二言語として教えられているだけであるということである。

ところで、アイルランド語はアイルランド共和国では公用語で10%から20%の人が話せるとされているが、母語として話す人 (native speaker) は、Fasold (1992) によれば3%しかいないということである。このような状態にもかかわらず、アイルランド語は国民の象徴であると考えられている。この点をとらえ、Edwards (1985) は言語を失っても国民としてのアイデンティティーは残ると主張している。それはさておき、英国領になっている北アイルランドでは、Hicky (1991: 75) によれば、11%の人がアイルランド語の知識を持っているということである。しかし、実際に流暢にあらゆる場面でアイルランド語を使いこなせる人は、主にカトリック系住民で、6%しかいないということである。

北アイルランドでは、毎日のようにカトリック系住民とプロテスタント系住民との対立抗争が繰り返されている。Todd (1989) によれば、この対立は住民の使う英語にも反映されているということである。労働者階級では、発音・語彙のみならず文法的にも異なる構造を使うということである。例えば、カトリック系はアイルランド語と似た、名詞を多く含む構文を使

うことが多いということである。もちろん、読む新聞も全く異なるということだが、このような状態が続くようでは、両者の対立抗争は当分おさまるという期待は持てない。

その他、英国には八万人の「ジプシー」と呼ばれ軽視されてきた人々がいる。これらの人はサンスクリット語と関係があるとされているロマニ語 (Romani) を使う。Hancock (1991) によれば、英国にいるこれらの人々が最初に習得するのは英語で、そのためか、ロマニ語も現在では英語の変種のようになってしまうということである。

以上の点から、ウエールズ語は公用語として認められてい、かなり安定して地位にあるといえる。しかし、ウエールズ語にしてもその地位は脅かされつつある。それは、今回実施されつつあるNational Curriculumは、スコットランド等は対象外になっているが、ウエールズには適用されるからである。この地域のみウエールズ語を教えてよいと規定されているが、このカリキュラム背後には、先にも述べたように英語至上主義的な理念があるのである。なおさら、他の土着の少数言語は衰退の方向へ向かっている。土着の少数派言語は、今までは、地方分権的な政策で中央政府に無視される傾向にあったが、現在、中央政府の圧力がかかりつつあるといえる。従って、英国は一見多言語・多文化的にみえるが、英語至上主義の圧力がいつかかってもおかしくないような状態にある。もちろん、アイヌ語をほぼ消滅させてしまった日本よりは、はるかに進んだ政策を地方にせよ中央にせよ英国は取っているといえるが。

3. 3. 3 域外からの移民の言語

EC域外からも、いろいろな言語を話す人たちが英国に移民等として入ってきている。文献によりまちまちだが、ロンドン地域だけでも150以上の言語が使われていると指摘しているものも多い。現代の英連邦、あるいは、旧英連邦から来た人が最も多いが、その他、EC以外のヨーロッパからほか

なりの人が入ってきている。詳しい説明は、これもAlladina and Edwards (1991) 等で行われているのでここでは少しだけふれることにする。

さて、東欧の言語では、特に、ポーランド語が目立つ。これは、それ以前からも入って来ているが、一時ロンドンにポーランドの亡命政権があったためである。1981年の国勢調査では九万人以上のポーランド語を話す人がいるという結果がでている。彼らは、Muir (1991) によれば、非常に民族意識が強いということである。

ところで、特に、顕著なのは、インド亜大陸から入ってきた人たちの言語である。そのなかでも、現在バングラデッシュの公用語になっているベンガル語が特に目立つ。ロンドン中心部の初等・中等の公立学校の20%以上がこの言語を話す生徒である。その他英国にはグジャラト語、ウルドゥー語、パンジャブ語を話す人もかなり多い。例えば、Mahandru (1991) によれば、シーク教徒の教典に使われているパンジャブ語は四十万の話し手がいるということである。そのため、これらの人々が集中する地域では公文書や学校の案内書などがパンジャブ語に翻訳されているということである。また、コミュニティ内でパンジャブ語の教育も行われている。

上に挙げた言語使用者、いや、ほとんどの少数言語使用者はコミュニティを形成しがちであるが、Verma (1991) によれば、ヒンズー語を母語とする人はコミュニティを形成せず、独立的であるということである。しかも、他の集団とは違い、医者、先生、公務員等、中流の職業についている人が多いということである。これらの人は、英語もできるバイリンガルである。その他、コミュニティを形成しないのは、シンガポールからの人たちである。これは、Chan (1991) によれば、ほとんどの人が英語の変種を話せるために、イギリス英語の上達が早くすぐ社会に溶け込めるのがその理由である。

尚、パトワとかアフロ英語クレオール (Afro-English creole) と呼ばれているカリブ海諸国からきた人々の英語の変種についても述べていく必要

がある。これらの人は肌の色が違うためにたとえ英国国籍を持っていたとしても差別されがちである。Edwards (1989) によれば、この人達は平常は標準英語に近い英語を使うが、家族に対してとか、教師に反抗する場合等、相手に対して疎外感を持つ場合にこのパトワを使うということである。

まとめると、以下のようなことがいえる。先にも述べたように、人種差別を禁止する法律を制定したり、英連邦出身者には選挙権を与える等、日本よりはるかに進んだ政策をEC域外の少数派に対しても英国は取っている。言語面でも多言語主義の政策を表面的には取っている。しかし、Bourne(1989)によれば、英国は、多言語・多文化主義の大切さを、英国民に教えるだけのもので、EC域外の少数派言語教育と保護を奨励するという態度は取っていない、ということだ。先にも、見たように、ヒンズー語、ベンガル語等は新しいカリキュラムに教えてもよい外国語科目の中に含まれているが、これらの言語を教えているのは、その言語を話す住民が多くいる地域に限られているといってもよい。この点を見ると、やはり英国人の主流の位置をしめる人たちの心の中には、標準英語至上主義が潜んでいるのではないかということがうかがえる。

4. おわりに

1990年に実施されたlingua programmeをはじめ、少数言語教育に関するECの指令等を検討し、次の点が明らかになったといえる。

まず第一に、lingua programmeは少数派言語を大切にすることを強調しているが、対象となるのはECの国家語のみであることがわかった。従って、この案はEC域内と域外の間に壁を作るものである。1977年の移民の子息に対する指令にしてもEC内からの移民対象であるという疑いが持たれていることも示した。この点からも、EC内とEC域外との間に壁があるといえる。また、1988年のさらに広い範囲でのヨーロッパ21か国で行われた少数言語に関する決議もヨーロッパ内の言語問題のみを対象にしている。それ故、

広い意味でのヨーロッパ内と域外の間にも壁があると考えられる。さらに、教育の自律性を強調し、*lingua programme*の完全実施を拒否する英国の態度から、国家の壁も存在するといえる。EC統合の目的は国家の壁を低くすることであるが、この壁も、言語教育問題面ではなかなか低くならないようだ。以上のことから、EC各国、EC圏さらに広い意味でのヨーロッパのまわりに三層の壁が取り囲んでいると主張した。

後半では、英国内の言語問題を検討した。そこでは、ウェールズ語等の土着の言語とそうでない外来の少数派言語との間にも壁を設けていることを示した。前半でも、EC、あるいは、さらに広い範囲のヨーロッパにおける政策にも、土着の言語とそうでない言語との間に壁を設けていることがうかがえることを示した。

さらに、英国に関しては、標準英語至上主義的な考えが背後にあるというこも示した。Alladina and Edwards (1991) によれば英国で標準英語の話せる人は10%で、BBCのキャスターのような、容認発音 (RP) で話せる人は、3%しかないということである。また、全英語圏という点からも、Kachru (1983) によれば、標準英語の話し手は少数派であるとして、以下のように述べている。

One interesting aspect of standard English is that in every English-using community those who habitually use only standard English are in a minority. (p. 148)

しかし、支配層にいるのは、標準英語の話し手、あるいは、推奨者である。先に引用したNational Curriculum担当の大臣の標準英語第一主義的な意見からもそのことがわかる。チャールズ皇太子も“正しい”文法の推奨者といわれている。これら、標準英語至上主義者の圧力が少数派の言語政策にかかることは疑う余地もない。すなわち、英国の少数派に対する言語面での同化政策はいまだ力が衰えていない。英国ならびにEC圏は、その長い経験上、日本よりはるかにすぐれた少数派言語に対する対策をこうじ

ているといえるが、なお、以上のような問題があるといえる。

さて、言語政策面ではEC圏はかなり閉鎖的な態度を取っているということを指摘したが、その他の面では、圏外の国々を無視してはやっていけない。例えば、米国が目指す新世界秩序 (New World Order) のもとで、EC圏は米国を無視することはできないであろう。この点をChomsky (1993) 以下のように述べている。

The formation of NATO was in large part motivated by the need “to integrate Europe and England into an orbit amenable to American Leadership,” Leffler observes: “Neither an integrated Europe nor a united Germany nor an independent Japan must be permitted to emerge as a third force or a neutral bloc.” (p. 45)

比較的目標立つ防衛面では、程度の差はあれ、米国を無視できないであろう。しかし、この報告で示したように、言語政策面では、EC域外を軽視しているといえる。これは、防衛面と比べ、比較的目標たない言語政策面にEC域内志向という深層心理があらわれたといってもよいであろう。

注

- (1) lingua programmeは正式にはCouncil Decision of 28 July 1989—establishing an action programme to promote foreign language competence in the European Community (Lingua) (89/489/EEC) という。尚、EC議会関係の法令は、電通総研(1993)の訳語に従うことにする。それによると、Regulationは「規則」、Directiveは「指令」、Decisionは「決定」、Recommendationは「勧告」となっている。但し、Lingua programmeもDecision (決定) であるが、これだけは、「計画」と訳した。
- (2) P. H. Neldeは、ベルギーの言語政策論の専門家である。彼は、1993年3月米国サン・アントニオで開催された、異文化コミュニケーション国際会議でこのような内容の基調講演を行った。

- (3) この節でいう英国は、イングランドの場合といったほうがよいかもしれない。
スコットランド等では、これとは異なる、別の政策を取りうるほど英国は地
方分権的な色彩が強いからである。
- (4) この憲章は正式にはEuropean Charter on Regional or Minority Languages
という。
- (5) Tabouret-Keller (1992 : 275) 参照。
- (6) 統合 (integration) に関しては水野論文を参照されたし。

参 考 文 献

- 1) Alladina, S. & V. Edwards (eds.) *Multilingualism in the British Isles, I ,
II*. London: Longman, 1991.
- 2) Bloom, W. *Personal Identity, National Identity and International Relations*.
Cambridge: CUP, 1990.
- 3) Bolton, K. & H. Kwoks (eds.) *Sociolinguistics Today*. London: Routledge,
1992.
- 4) Bourne, J. "Language in the School Systems of England and Wales." In
Linguistics and Education 3: 81-102, 1991.
- 5) Chan, R. "The Singaporean and Malaysian Speech Communities." In
Alladina & Edwards, (1991 II: 207-20).
- 6) Chomsky, N. *Year 501*. London: Verso, 1993.
- 7) Cobarrubias, J. & J. A. Fishman (eds.) *Progress in Language Planning*.
Berlin : Mouton, 1983.
- 8) Council Decision of 28 July 1989-establishing an action programme to
promote foreign language competence in the European community
(Lingua) (89/489/EEC). In *Official Journal of the European Com-
munities*, 1989.
- 9) Coulmas, F.(ed.) *A Language Policy for the European Community*. Berlin :
Mouton de Gruyter, 1991.

- 10) De Witte, B. "The Impact of European Community Rules on Linguistic Policies." In Coulmas (1991: 163-77).
- 11) Edwards, J. *Language, Society and Identity*. Oxford : Basil Blackell, 1985.
- 12) Edwards, V. "Patois and Politics of Protest: Black English in British Classrooms." In Gracia & Otheguy (1989: 359-72).
- 13) _____. "The Welsh Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 I : 107-25).
- 14) Ehlich, K. "Linguistic "integration" and "identity."" In: Coulmas (1991: 195-213).
- 15) Fasold, R. W. "Vernacular Language Education Reconsidered." In Bolton & Kowk (1992: 281-99).
- 16) George, S. (ed.) *Britain and the European Community*. Oxford: Clarendon, 1992.
- 17) Gracia, O & R. Otheguy (eds.) *English across Cultures: Cultures across English*. Berlin : Mouton de Gruyter, 1989.
- 18) Hancock, I. "The Romani Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 I : 89-106).
- 19) Hartly, A. "Maastricht's Problematical Future." In *World Today*, October 1992, pp. 179-82.
- 20) Hoffmann, C. *An Introduction to Bilingualism*. London : Longman, 1991.
- 21) Kachru, B. B. "Models for New Englishes." In Cobarrubias & Fishman (1983: 145-70).
- 22) MacKinnon, K. "The Gaelic Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 I: 49-67).
- 23) Mahandru, V.K. "The Panjabi Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 I : 115-27).
- 24) Mann, M. "Nation-States in Europe and Other Continents : Diversifying, Developing, Not Dying." In *Daedalus vol. 122*, NO 3, 1993, pp. 115-40.

- 25) Muir, E. "The Polish Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 I : 143-56).
- 26) Posner, R. "Society, Civilization, Mentality: Prolegomena to a Language Policy for Europe." In Coulmas (1991: 121-37).
- 27) Stubbs, M. "Educational Language Planning in English and Wales : Multicultural Rhetoric and Assimilationist Assumptions." In Coulmas(1991: 215-39).
- 28) Tabouret-Keller. "Factors of Constraints and Freedom in Setting a Language Policy for the EC." In Coulmas (1991: 45-57).
- 29) _____. "Some Major Features of the Sociolinguistic Situation in Europe and the European Charter." In Bolton & Kowk (1992: 266-280).
- 30) Thomas, D. E. "The Constitution of Wales" In Crick (ed.) *The Political Quarterly: National Identity*, 1991, pp. 57-67.
- 31) Todd, L. "Cultures in Conflict : Varieties of English in Northern Ireland." In Gracia & Otheguy (1989: 335-55).
- 32) Tollefson, J. W. *Planning Language, Planning Inequality*. London : Longman, 1991.
- 33) Verma, M. K. "The Hindi Speech Community." In Alladina & Edwards (1991 II : 103-14).
- 34) 電通総研編『EC統合とニューヨーロッパ』岩波書店、1993年
- 35) 萩尾生「民族アイデンティティとバスク語教育運動」宮島・梶田 (1991: 241-60)
- 36) 原聖「EC流「国家離れ」と少数言語の可能性」宮島・梶田 (1991: 241-60)
- 37) 林勝一「多言語・多文化統合体への実験」『窓3』1991年 pp. 21-38
- 38) 梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信社 1988年
- 39) 金東勲「西ヨーロッパ」マイノリティ研究会編 (1991: 99-121)
- 40) マイノリティ研究会編, 代表武者小路公秀『世界のマイノリティと法制度』部落解放研究所、1992年

- 41) 宮島喬『ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ』東京大学出版 1992年
- 42) 宮島喬・梶田孝道『現代ヨーロッパの地域と国家』有信社 1988年
- 43) 宮島喬・梶田孝道『統合と分化のなかのヨーロッパ』有信社 1991年
- 44) 田中克彦・H.ハールマン『現代ヨーロッパの言語』岩波新書292 1985年
- 45) 分田順子「挟撃されるイギリス多文化主義教育」宮島・梶田 (1991: 125-48)
- 46) 安江則子『ヨーロッパ市民権の誕生—マーストリヒトからの出発』丸善ライブラリー620, 1992年